

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月23日
【会社名】	株式会社堀場製作所
【英訳名】	HORIBA, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 足立 正之
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院宮の東町2番地
【縦覧に供する場所】	株式会社堀場製作所東京支店 (東京都千代田区神田淡路町二丁目6番 神田淡路町二丁目ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長である足立正之は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しています。当社グループは、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、当事業年度末日である2025年12月31日を基準日として、財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。評価にあたり、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、当社グループでの財務報告に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）を評価し、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定し、当社グループを対象に行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社については、全社的な内部統制の範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社グループは、装置及び機器の製造・販売を主な事業内容としていることから、事業拠点の重要性に関する指標として売上高が適切であると判断し、当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の概ね2 / 3 に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、当社グループは製造業であり、製造及び販売が収益獲得活動であることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係るプロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。具体的には、固定資産の減損、税効果会計に係る業務プロセス等を評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の財務報告に係る内部統制の評価手続を実施した結果、当社グループの財務報告に係る内部統制は基準日において有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。